

## 東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 27 年 9 月 3 日  
東京圏国家戦略特別区域会議

### 2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(2) 名称：国家戦略都市計画建築物等整備事業

内容：都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例

(国家戦略特別区域法第 21 条に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業)

⑥ 東京建物株式会社が、八重洲一丁目地区において、東京駅と空港及び地方へのアクセスを強化する大規模地下バスターミナル、国際医療施設、国際ビジネス交流等の拠点を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 11～14 のとおり決定又は変更する。【平成 32 年 10 月に着工予定】

<都が定める都市計画に係るもの>

・東京都市計画都市再生特別地区（八重洲一丁目 6 地区） 別紙 11

<区が定める都市計画に係るもの>

・東京都市計画地区計画日本橋・東京駅前地区地区計画 別紙 12

・東京都市計画自動車ターミナル第 7 号八重洲一丁目バスターミナル  
別紙 13

・東京都市計画第一種市街地再開発事業東京駅前八重洲一丁目東地区第一種市街地再開発事業 別紙 14

⑦ 三井不動産株式会社が、八重洲二丁目地区において、東京駅と空港及び地方へのアクセスを強化する大規模地下バスターミナル、国際観光・情報発信施設、国際ビジネス交流等の拠点を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 12、15～17 のとおり決定又は変更する。【平成 30 年 1 月に着工予定】

<都が定める都市計画に係るもの>

・東京都市計画都市再生特別地区（八重洲二丁目 1 地区） 別紙 15

<区が定める都市計画に係るもの>

・東京都市計画地区計画日本橋・東京駅前地区地区計画 別紙 12(再掲)

・東京都市計画自動車ターミナル第 8 号八重洲二丁目バスターミナル  
別紙 16

・東京都市計画第一種市街地再開発事業八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業 別紙 17

- ⑧ 森ビル株式会社が、愛宕地区において、外国人等の滞在ニーズに対応した住宅・サービスアパートメント・外国人居住者等の生活支援施設を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 18 のとおり変更する。【平成 28 年 6 月に着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画愛宕地区地区計画 別紙 18

- (7) 名称：公証人役場外定款認証事業

内容：公証人役場外での定款認証に係る公証人法の特例

(国家戦略特別区域法第 12 条の 2 に規定する公証人役場外定款認証事業)

外国人を含めた開業が促進されるよう、法人設立手続のワンストップ化を図るため、公証人が、4- (2) に定める「東京開業ワンストップセンター」(東京都港区赤坂 1-12-32) において、定款の認証を行うこととする。

【平成 27 年 10 月より実施】

- (8) 名称：国家戦略特別区域限定保育士事業

内容：保育士資格に係る児童福祉法等の特例

(国家戦略特別区域法第 12 条の 4 に規定する国家戦略特別区域限定保育士事業)

- ① 保育士不足解消等に向けて、神奈川県がその県内全域において国家戦略特別区域限定保育士試験を実施する。【平成 27 年度より実施】
- ② 保育士不足解消等に向けて、千葉県が成田市内全域において国家戦略特別区域限定保育士試験を実施する。【平成 27 年度より実施】